

第4回広陵町体育施設使用料 適正化検討委員会

協議事項

町民以外の利用者の取り扱いについて

日別、時間帯料金の設定について

- 町が提供するサービスの恩恵は、町民が優先して受けるべきであり、負担の公平性及び町民優遇の観点から、町外の団体が施設を利用する場合は、料金の2倍として町外割増料金を設定する。
- 時間帯、休日等に関わらず、原則、同一金額とする。

使用料の減免（免除）基準の適正化について

▷受益者負担の原則により、利用者から等しく負担を求めることが原則ですが、スポーツ振興や社会福祉などのために、負担を軽減する必要がある場合には、減免（免除）措置を講じてきました。

しかしながら、これまでの減免（免除）適用の実態を見ると、明確な基準がなく適用範囲は広がる傾向にあります。負担の公平性を損なうこと becoming ので、本来の公共施設の目的に沿った利用となるよう、適正化を行います。

■減免（免除）の現状

名称	年間予約	料金
広陵町スポーツ協会	実施	無料
広陵町総合型地域スポーツクラブ	実施	無料
町主催のスポーツ教室から移行した団体	実施	無料
町内に住所を有する中学生以下の者	なし	50%減額
町内に住所を有する中学生以下の者が土曜に使用	なし	無料

■改正（案）

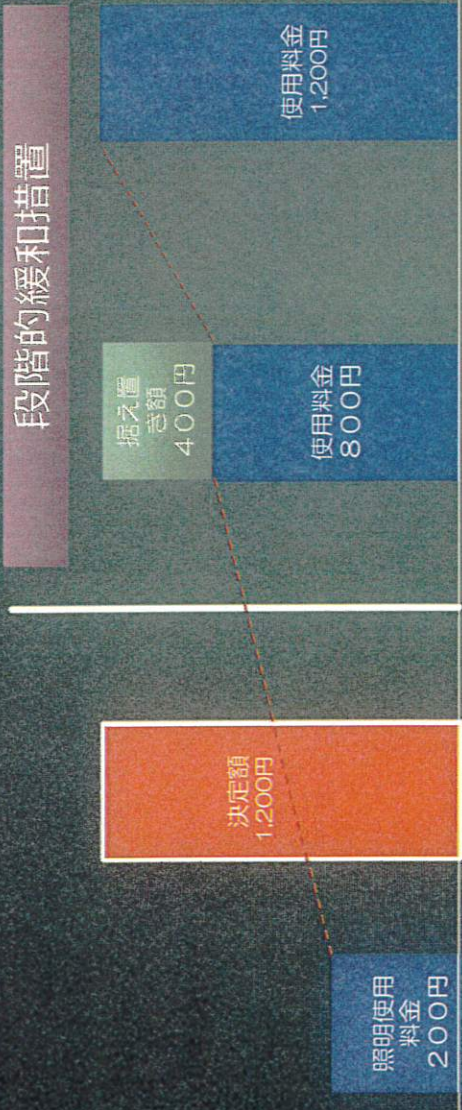
名称	年間予約	料金
広陵町スポーツ協会	実施	50%減額
広陵町総合型地域スポーツクラブ	実施	50%減額
町主催のスポーツ教室から移行した団体	なし	有料
町内に住所を有する中学生以下の者	なし	50%減額
町内に住所を有する中学生以下の者が土曜に使用	なし	無料

▷新たな負担軽減策として

- ・65歳以上の高齢者が半数以上所属している団体は、使用料を50%減額
- ・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人により構成されている団体は、使用料を50%減額

段階的使用料金の措置を講じた場合 [例：中央体育館1,200円]

イメージ



現行照明
使用料金

改正後の
使用料金

改正
年度

2年後

現行照明 使用料金	改正後の 使用料金	改正年度の 使用料金	2年後の 使用料金
200円	1,200円	800円	1,200円
		据え置き額 400円	据え置き額 0円

■定期的な料金の見直し

自治体を取り巻く社会経済環境は刻々と変化するため、ニーズや施設管理等に要する経費の変化等に配慮しながら、受益者負担の公平性を確保するため、常に検討を行い、定期的の使用料の検討を行い、必要に応じて使用料の改定を行うものとします。

■今後の施設管理

人にかかる費用（コスト）と、物にかかる費用（コスト）の管理原価を圧縮することが使用料の低減につながるものと考え、経費の削減に努め、市民のニーズの把握に努め、目的に沿った町民サービスの向上により一層努めて参ります。

中央体育館

現行照明 使用料金	改正後の 使用料金	改正年度の 使用料金	2年後の 使用料金
200円	1,200円	800円 据え置き額400円	1,200円
	1,000円	600円 据え置き額400円	1,000円

東体育館・西体育館・北体育館・真美ヶ丘体育館

現行照明 使用料金	改正後の 使用料金	改正年度の 使用料金	2年後の 使用料金
100円	600円	400円 据え置き額200円	600円
	500円	300円 据え置き額200円	500円